**府営公園の運動施設におけるドローン等（無人航空機）の利用について**

**１．はじめに**

府営公園における陸上競技場や野球場などの運動施設において、ドローン講習会などの目的外利用での貸出しも可能としております。

**２．貸し出す公園・スポーツ施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 公園 | 施設 |
| 服部緑地 | 陸上競技場、人工芝サッカー場 |
| 寝屋川公園 | 陸上競技場、第１野球場 |
| 久宝寺緑地 | 陸上競技場、野球場、軟式野球場（※） |
| 住之江公園 | 野球場、球技広場（※） |
| 住吉公園 | 軟式野球場 |
| 大泉緑地 | 野球場、球技広場（※）、スポーツ広場A、スポーツ広場B |
| 浜寺公園 | 第１球技広場（※）、第２球技広場（※）、ソフトボール広場、軟式野球場 |
| 蜻蛉池公園 | 球技広場 |

（※）ドローン等の利用の場合は、全面利用のみとなります。

**３．貸出しのルール**

（１）府営公園における無人航空機の定義

　　　・航空法上の無人航空機

ただし、航空法での重量制限により、無人航空機とされていないものも含む

（２）法令順守

・航空法による許可が必要な区域を飛行させる場合は、航空法の手続きを完了してください。

・飛行空域を問わず、航空法にもとづく、ドローン等（無人航空機）の飛行ルールを順守してください。

　　　　なお、夜間飛行や目視範囲外の飛行、物件投下などについては、国土交通大臣の承認を受けている場合でも、公園利用者への安全上の配慮から、原則、飛行を認めません。

・航空法による許可手続きや飛行ルールについては、国土交通省ホームページを参照してください。<https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html>

・航空法令の他、その他関係法令等を遵守してください。

（３）許可申請

・大阪府都市公園条例第4条第１項第4号に基づき、行為許可の手続きを行ってください。あわせて、「府営公園における無人航空機使用にかかる許可申請別紙」を添付してください。

　（４）申請者責任

・公園施設や第三者などに対し損害を与えた場合は、申請者の責による旨了承し、誓約いただくため、「誓約書」を提出してください。

**４．利用上の手続き**

（１）施設予約・申込方法

①電話にて公園管理事務所に施設の空き状況を確認してください。

・大阪府オーパス・スポーツ施設情報システムの対象施設については、以下のホームページでも空き状況を確認することができます。（目的外利用であるため、予約はできません。）

<https://reserve.opas.jp/osakafu/Welcome.cgi>

　　　・ご利用日の前々月の11日以降で、施設の利用に空きがある場合は予約が可能です。

②空き状況を確認後、公園管理事務所に事前相談を行ってください。

・事前相談の際は、飛行計画、安全計画、中止基準の設定、行為許可申請の方法などについて、相談をお願いします。

③遅くとも利用予約日の１０日前までに、行為許可に必要な手続きを実施してください。

（２）必要書類

・行為許可の申請書（公園施設使用許可申請書）

・府営公園における無人航空機使用にかかる許可申請別紙

・誓約書

**５．問い合わせ先**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公園名 | 問い合わせ先 | ℡ | Fax |
| 服部緑地 | 服部緑地管理事務所 | 06-6862-4945 | 06-6868-2016 |
| 寝屋川公園 | 寝屋川公園管理事務所 | 072-824-8800 | 072-811-3867 |
| 久宝寺緑地 | 久宝寺緑地管理事務所 | 072-992-2489 | 072-924-9664 |
| 住之江公園 | 住之江公園管理事務所 | 06-6685-9521 | 06-6685-9522 |
| 住吉公園 | 住吉公園管理事務所 | 06-6671-2292 | 06-6671-2294 |
| 大泉緑地 | 大泉緑地管理事務所 | 072-259-0316 | 072-253-4440 |
| 浜寺公園 | 浜寺公園管理事務所 | 072-261-0936 | 072-261-2263 |
| 蜻蛉池公園 | 蜻蛉池公園管理事務所 | 072-443-9671 | 072-443-9672 |

**６．目的外利用時の利用料金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公園 | 施設 | 貸出単位 | 目的外利用の料金 |
| 平日 | 休日 |
| 服部緑地 | 陸上競技場 | 午前 | 59,930 | 71,950 |
| 午後 | 79,650 | 95,540 |
| 人工芝サッカー場 | ２時間 | 23,480 | 28,520 |
| 寝屋川公園 | 陸上競技場 | 午前 | 46,120 | 55,330 |
| 午後 | 61,200 | 73,420 |
| 第１野球場 | ４時間 | 57,040 | 68,480 |
| 久宝寺緑地 | 陸上競技場 | ４時間 | 22,680 | 22,680 |
| 野球場 | ４時間 | 25,680 | 25,680 |
| 軟式野球場 | ４時間 | 24,240 | 24,240 |
| 住之江公園 | 野球場 | ２時間 | 14,280 | 17,120 |
| 球技広場 | ２時間 | 10,720 | 13,120 |
| 住吉公園 | 軟式野球場 | ２時間 | 6,740 | 8,080 |
| 大泉緑地 | 野球場 | ４時間 | 26,920 | 32,280 |
| 球技広場 | ４時間 | 43,680 | 52,480 |
| スポーツ広場（A・B） | ２時間 | 10,120 | 12,160 |
| 浜寺公園 | 球技広場（第1・第2） | ４時間 | 43,680 | 52,480 |
| ソフトボール広場 | ４時間 | 20,240 | 24,320 |
| 軟式野球場 | ４時間 | 26,920 | 32,280 |
| 蜻蛉池公園 | 球技広場 | ４時間 | 18,800 | 37,600 |

　　　　　※運動目的で利用する際の利用料金は、各公園のＨＰやパンフレットでご確認ください。

**７．その他**

（１）ドローンは落下した場合に他の来園者や場所によっては、近隣住民へ危害を及ぼす可能性が高く、また他の来園者に不安を与えるため、大阪府都市公園条例における「著しく迷惑を及ぼすおそれのある行為」として、許可なく飛行させることは、原則禁止としております。

「２．貸し出す公園・施設」に記載のない場所でのドローン利用については、個別にご相談ください。

（２）運動施設における競技大会の記録等のためにドローンの活用を希望する場合、別途の「行為許可申請」は不要となりますが、航空法等の遵守や「府営公園における無人航空機使用にかかる許可申請別紙」「誓約書」の提出は必要です。詳細については管理事務所にご相談ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和5年4月1日）